慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	所得税改革が世代間格差に与えた影響に関するマイクロシミュレーション分析
Sub Title	Microsimulation analysis of the intergenerational effects of personal income tax reforms in Japan
Author	土居, 丈朗(Doi, Takerō)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2021
Jtitle	三田学会雑誌 (Mita journal of economics). Vol.113, No.4 (2021. 1) ,p.457 (35)- 470 (48)
JaLC DOI	10.14991/001.20210101-0035
Abstract	本稿では，2010年代に行われた日本の所得税改革の所得再分配効果について，世代別に効果を分解してマイクロシミュレーション分析を用いて考察した。分析対象とした所得税改革では，世代間所得格差はあまり是正されなかったことが明らかになった。その一因として，公的年金等控除の縮小にはほとんど手が付けられなかったことがあると考えられる。個別の改革においては，所得税の最高税率が40%から45%へ引き上げられた2015年税制改正では，一連の税制改正の中で世代間所得格差を最も縮小させた。 Using a microsimulation analysis, this study investigates income redistribution effects across generations in a series of personal income tax reforms in the 2010s in Japan. We find that the tax reforms did not shrink income disparity much across generations. One of the reasons suggests that shrinking deduction for pension income was not adopted in a series of tax reforms. Moreover, we find the 2014 tax reform (increase in the tax rate for capital gains from 10% to 20%) shrunk the income inequality the most among a series of reforms.
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20210101-0035

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「三田学会雑誌」113 巻 4 号（2021 年 1 月）

所得税改革が世代間格差に与えた影響に関するマイクロシミュレーション分析

土居丈朗 *

Microsimulation Analysis of the Intergenerational Effects of Personal Income Tax Reforms in Japan

Takero Doi *

Abstract: Using a microsimulation analysis, this study investigates income redistribution effects across generations in a series of personal income tax reforms in the 2010 s in Japan. We find that the tax reforms did not shrink income disparity much across generations. One of the reasons suggests that shrinking deduction for pension income was not adopted in a series of tax reforms. Moreover, we find the 2014 tax reform (increase in the tax rate for capital gains from 10% to 20%) shrunk the income inequality the most among a series of reforms.

Key words: personal income taxation, income deduction, tax reform, intergenerational disparity, microsimulation

JEL Classifications: H24, H31, E27

本稿は，東京財団政策研究所の「所得税改革のマイクロシミュレーション分析」での研究成果の一部に基づいている。また，慶應義塾経済学会が選定した匿名のコメンテーターのコメントから多くの示唆を得た。記して謝意を表したい。残る過誤は筆者の責任である。

＊ 慶應義塾大学経済学部
Faculty of Economics, Keio University
tdoi@econ.keio.ac.jp

1　はじめに

本稿の目的は，マイクロシミュレーション分析を行うことを通じて，2010 年代に企画された所得税改革が世代間格差に及ぼす影響を分析することである。

わが国では，所得税制が 2010 年代にほぼ連年見直された。2013 年には給与所得控除に初めて上限をつける縮小を行い，2014 年には株式の譲渡益や配当への所得税率を 10%から 20%に引き上げ，2015 年には所得税の最高税率を 40%から 45%に引き上げ，2016 年と 2017 年は 2 年続けて給与所得控除を縮小し，2018 年には配偶者控除を見直し，2020 年には基礎控除を引き上げるとともに給与所得控除と公的年金等控除を引き下げた[(1)]。

わが国の所得税制にまつわる論点としては，中立性の観点だけでなく，垂直的公平性，つまり所得再分配機能の観点からも，先行研究で問題提起されている。田近・八塩(2006a, 2006b)，高山・白石・川島(2009)，土居(2010, 2016, 2017, 2019)，金田(2012, 2013)，北村・宮崎(2013)，川出(2016)，Doi and Kurita (2021)など，所得再分配機能を焦点としたわが国の所得税制の分析によって，所得控除が多用されているものの，税額控除がわずかしか用いられていないことから，所得再分配機能が弱くなっていることが示されている。事実，財務省(2019)によると，2018 年では，所得税制において総合課税の対象となる収入が約 260 兆円ある中で，課税所得は約 110 兆円にとどまる。その差異である約 150 兆円は広義の所得控除となるが，(狭義の) 所得控除が約 70 兆円（うち人的控除が約 30 兆円)，所得計算上の控除等が約 80 兆円となっている。所得計算上の控除のうち給与所得控除が約 65 兆円，公的年金等控除が約 13 兆円と大きな位置を占めている。

所得税改革の効果分析は，家計の個票データを用いることが多く，個票データに基づき，制度変更が行われた時にどのような効果が生じるかを分析する手法として，マイクロシミュレーションが用いられている。

そこで，本稿では，2010 年代に企画されたわが国の所得税改革に焦点を当てて，各世代における所得再分配効果について，所得税制改正ごとにマイクロシミュレーション分析を試みる。本稿が先行研究と異なる点は，世帯主年齢階級別に世代と捉え，世代ごとに所得税制改正に伴う所得再分配効果を計測することである。世帯主年齢階級別の所得再分配効果についての，わが国のデータで分析した先行研究には，小塩(2010)，吉田(2012)や金田(2013)などがある[(2)]。ただ，これらは，既存の税制や社会保障制度の下での所得格差を時系列的に計測したもので，どのような税制改正が所得格

(1)　通常，税制改正の年次は，実施年ではなく，同時進行で審議され閣議決定された予算案の年度で表される。しかし，税制改正大綱の年次を用いると実施年とずれることがあるため，本稿では，所得税制に適用された制度改正の実施年で年次を表すこととする。ただし，個人住民税は，金融所得等以外は前年所得に課税される点に注意されたい。

差是正にどの程度影響があったかを計測したものではなかった。

本稿のマイクロシミュレーション分析には，日本家計パネル調査（JHPS/KHPS）の個票データを用いる。そして，税・社会保険料額の推計には土居(2010, 2016, 2017, 2019)の手法を踏襲する。詳細は，第 3 節で言及する。

本稿の構成は以下の通りである。まず第 2 節において，2010 年代に企画された所得税改革の内容を概説する。第 3 節では，本稿で用いる分析手法について説明し，第 4 節でマイクロシミュレーション分析の結果について説明する。本稿で世代間の所得格差を分析する際には，ジニ係数ではなく平均対数偏差を用いる。そして，最後に結論を述べる。

2　2010 年代に企画された所得税改革

日本の所得税制は，土居(2019)でも言及されているように，1990 年代以降長年大きな改革を行わないでいた。その転機となったのは，2013 年の改正で給与所得控除の上限が新設されたことである。[(3)] それ以降，所得控除の見直しや所得格差是正のための措置が追加的に実施されるようになった。それを踏まえて，本稿では，2010 年代に企画された所得税改革が与える各世代における所得再分配効果についてマイクロシミュレーション分析を試みる。

本稿の分析対象となる所得税改革は以下の通りである。

- 2013 年税制改正：給与所得控除の上限設定（給与収入 1,500 万円超で控除上限 245 万円），復興特別所得税と復興特別住民税の導入，退職所得等に係る個人住民税の額から，税額の 10％を控除する措置の廃止。
- 2014 年税制改正：譲渡所得課税の軽減税率廃止（税率 10% → 20%）
- 2015 年税制改正：最高税率引上げ（4,000 万円超で 45%）
- 2016 年税制改正：給与所得控除の上限引下げ（給与収入 1,200 万円超で控除上限 230 万円）
- 2017 年税制改正：給与所得控除の上限引下げ（給与収入 1,000 万円超で控除上限 220 万円）
- 2018 年税制改正：配偶者控除と配偶者特別控除の見直し
- 2020 年税制改正：基礎控除，給与所得控除，公的年金等控除の見直し，所得金額調整控除の創設

そこで，本稿では，上記の 2010 年代に企画された所得税制改正が，各世代での所得格差是正にどのような影響を与えたかについて，家計の個票データを用いて分析することとする。

---

(2)　ただし，金田(2013)は，世帯主年齢ではなく，世帯内で課税後所得が最も多い世帯員の年齢で 40 歳未満，40 歳以上 60 歳未満，60 歳以上の 3 階級に分けた分析である。

(3)　その前に，子ども手当創設に伴い 2011 年所得から年少扶養控除の廃止と特定扶養控除の縮小が実施されている。しかし，手当の増額とパッケージとなった控除の見直しであって，所得税制単独の制度変更ではないため，本稿では分析対象に含めなかった。ただ，本稿と同様の手法でその効果を分析した文献として，土居(2010)などがある。

3　分析手法

3.1　日本家計パネル調査（JHPS/KHPS）の概要

本稿の分析では，「日本家計パネル調査（JHPS）」と「慶應義塾家計パネル調査（KHPS）」の個票データを用いる。KHPS は，慶應義塾大学パネル調査共同研究拠点が 2004 年から個人を対象に継続して実施してきた調査である。JHPS は，同研究拠点が 2009 年から個人を対象とした調査を開始したものである。2014 年に，これまで別個の調査として実施・管理してきた旧 JHPS と旧 KHPS を統合し，「日本家計パネル調査（JHPS/KHPS）」と名称を変更した。

JHPS/KHPS では，調査対象者の前年 1 年間の本人の所得や他の世帯員の所得について問うている。その他には，調査対象者の世帯の構成や，世帯員の就業状態，消費，貯蓄，住居，健康状態などについての情報が得られる。これらの世帯情報は，大規模調査を行っている政府の基幹統計でも得られるが，JHPS/KHPS では世帯員ごとの所得の情報が毎年得られる点に利点がある。

本稿では，2013 年以降に改正された所得税制がもたらす各世代における所得再分配効果を分析するため，一連の所得税改革の直前である 2012 年の所得を対象とする。2012 年所得は，2013 年 1 月に行われた旧 JHPS 第 5 回調査（JHPS2013）と旧 KHPS 第 10 回調査（KHPS2013）でデータが得られる。両調査は，サンプル抽出の母集団は重なっているが，結果的に，調査回答者は KHPS と JHPS で重複はない。したがって，本稿では，JHPS2013 と KHPS2013 の個票データ（以下，JHPS/KHPS2013）を用いてマイクロシミュレーション分析を行う。

税・社会保険料額を推計する手法とプログラムは，土居(2017)に用いられたものを踏襲している。全ての標本は，当該年の税制や社会保障制度に基づいて税・社会保険料を推計している。

3.2　分析標本と比推定

本稿では，課税の実態により近い形で税額等を推計できるようにするため，JHPS/KHPS の標本で分析可能となる世帯について比推定を行う。比推定に際して，JHPS/KHPS2013 の標本を扱うことから，2010 年と 2015 年の総務省『国勢調査』を用いることとし，その間の年の値を線形補間することとした。土居(2017)と同様に，居住地（市部・郡部）別・世帯主年齢階級別・世帯主性別・世帯人数別に，世帯類型を分類し，その世帯数に従って調整した。つまり，各年における調整係数（ウエイト）は，世帯類型ごとに，国勢調査から導出された世帯数をその年における JHPS/KHPS の世帯数で除した値となる。この調整によって，調整係数をかけた JHPS/KHPS の世帯数の合計は国勢調査から導出した世帯数合計と同じとなる。次節以降，こうして与えられた標本（世帯）ごとの調整係数を用いて推計する。

3.3 マイクロシミュレーション分析

所得税改革が各世帯に与える効果を見極めるために，本稿ではマイクロシミュレーション分析を用いる。本稿で用いるマイクロシミュレーションは，ある時期の家計の世帯構成や所得・就業等の状態が変化しないと仮定して，所得税制のみが変化した場合に，各世帯の税負担や社会保険料負担や可処分所得がどう変化するかを分析するものである。所得税制の変化に連動して就業等で起きうる行動変容は織り込まないという意味で，静学的な分析であるといえる。

税・社会保険料額の推計には土居(2010, 2016, 2017, 2019)の手法を踏襲する。JHPS/KHPS の世帯ごとの標本において，同居・別居を問わず家族構成が回答されており，各世帯員の生年・性別・回答者との続柄・就業就学状況などがわかる。さらに，収入状況については，回答者本人の金額，（いる場合には）その配偶者の金額，それ以外の世帯員の合計の金額がそれぞれ，勤め先の収入，自営・事業・内職収入，家賃・地代収入，利子・配当金，仕送り金・受贈金の受け取り，公的年金，企業年金・個人年金，失業給付・育児休業給付，児童手当・児童扶養手当，生活保護給付，その他の収入と，11 種類の収入ごとに示されている[(4)]。これらを，所得税法の所得分類に基づき，総合課税されるものと分離課税されるものとに分け，総合課税されるものについては，所得計算上の控除（給与所得等控除と公的年金等控除）や所得控除を推計し，課税所得を推計する。その際，人的控除は世帯員の属性から扶養関係を割り出して推計し，医療費控除は JHPS/KHPS の標本で回答されている医療費支出を基に推計し，社会保険料控除は後述のように推計された社会保険料に基づき推計している。

社会保険料は，各世帯員の就業状態（経営組織，事業内容，従業員規模）を踏まえて，加入している社会保険制度を推定し，各社会保険料（医療保険，介護保険，年金保険，雇用保険）の料率等の算式に基づいて推計している[(5)]。

そうして求められた課税所得に対して，所得税の限界税率表を適用し，所得税の算出税額を推計している。同様に，住民税の所得控除額に基づき，住民税の算出税額を推計している[(6)]。復興特別所得税と，2014 年から 2023 年まで住民税の均等割を 1,000 円加算する措置も反映している。そして，住宅の取得時期や延べ床面積や住宅ローン残高のデータを用いて，住宅借入金等特別控除の金額を，

---

(4) その他世帯員の合計収入は，合計額しか示されていないため，当該収入を得る世帯員として該当しない収入を含めないようにして，以下のように按分する。勤め先の収入と自営・事業・内職収入は同居して就業しているその他世帯員で，公的年金や企業年金・個人年金は 60 歳以上の同居するその他世帯員で，家賃・地代収入，利子・配当金，仕送り金・受贈金の受け取り，その他の収入は同居するその他世帯員で，原則として均等に按分する。ただし，回答者の父母のように夫婦の場合，ともに就業していれば，調査対象となる収入の年と同じ年の総務省『家計調査』の勤労者世帯における集計表で，妻の就業状態，世帯類型別 1 世帯当たり 1 か月間の収入と支出や世帯主の年齢階級別 1 世帯当たり 1 か月間の収入と支出などに基づき，夫と妻の収入の（平均的な）構成比を年齢階級別に推計し，その構成比を用いて収入を按分している。

(5) 国民健康保険料，介護保険料（第 1 号被保険者），後期高齢者医療保険料，協会けんぽ保険料（医療・介護）は，回答者の居住地に基づき，居住地における保険料（率）を用いて推計している。

税額控除として推計している。

利子・配当金と退職金は，分離課税の対象となるものと仮定し，それぞれに適用される税率を基に所得税額，住民税額を推計している。総合課税分と分離課税分を合わせて税額を算出している。

最終的に，分析対象となる世帯員の可処分所得（つまり税・社会保険料負担額）が網羅的に推計できる標本のみを分析に含めることとした。回答者本人以外の世帯員が収入を得ていることが就業状況や年齢などから推測できるにもかかわらず，収入に関する回答がない標本は，分析に含めていない。

また，本稿では，所得税改革によって生じる各世代における所得再分配効果を見極めるため，社会保障制度の変更はないと仮定してマイクロシミュレーション分析を行う。ただし，所得税改革によって生じた税法上定義される所得は変化しうる。そして，社会保障制度が不変であっても，その所得の変化によって，社会保険料負担が変化することが起こりうる。本稿では，所得税改革によって生じた税法上の所得の変化に伴う社会保険料負担の変化は，分析対象とする。つまり，この変化によって引き起こされた追加的な所得再分配効果は，分析対象となる。

本稿でのマイクロシミュレーション分析によって，所得税改革に伴って生じた（等価世帯可処分所得に基づく）平均対数偏差の変化を計測して，各世代における所得再分配効果を考察することとする。土居(2019)や Doi and Kurita (2021)は，所得再分配効果をジニ係数で計測している。しかし，本稿では，所得再分配効果を世代ごとに要因分解して計測することを目的としており，これは他の先行研究と異なる新しい分析となる。所得再分配効果を世代ごとに要因分解して計測するには，ジニ係数では不可能であるため，それが可能な指標の 1 つである平均対数偏差を用いることとする。

4　所得税改革によって生じた各世代における所得再分配効果

4.1　所得税改革前の所得分布

マイクロシミュレーション分析を試みる前に，分析対象とする所得税改革が行われる前の状況をみておこう。2013 年所得から分析対象となる所得税改革の影響を受けることから，その直前である 2012 年所得を調査した，2013 年 1 月の JHPS/KHPS（JHPS/KHPS2013）の標本（5,474 標本）を，本稿の分析で用いることとする。

3.2 節で説明した方法に基づいて JHPS/KHPS2013 の標本の比推定を行った上で，等価世帯可処分所得で区分した 10 分位の各階級における平均世帯人員数，平均世帯収入，平均世帯可処分所得を示したのが，表 1 である。この標本の比推定までは，Doi and Kurita (2021)と同じである。

---

(6)　住民税については，標準税率を超える超過課税をしている年度の地方公共団体に居住する世帯には，超過税率で住民税の算出税額を推計している。また，税源移譲の影響により，住宅借入金等特別控除の使い残しについては住民税で控除を適用するとともに，住民税の調整控除（個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて，住民税の所得割額から一定の額を控除するもの）も適用した。

表 1　等価世帯可処分所得階級別世帯人員，世帯課税前収入，
世帯可処分所得の階級平均（JHPS/KHPS2013：比推定後）

十分位	等価世帯可処分所得階級	世帯人員	世帯収入	世帯可処分所得
I	～ 130	1.75	119.08	103.32
II	130～ 179	2.00	245.42	213.36
III	179～ 217	2.38	340.12	291.10
IV	217～ 254	2.53	424.84	360.37
V	254～ 290	2.47	489.50	411.83
VI	290～ 327	2.55	566.01	468.73
VII	327～ 377	2.77	684.64	565.28
VIII	377～ 442	2.73	796.68	647.10
IX	443～ 556	2.81	991.44	794.13
X	556～8,426	2.65	1,701.08	1,296.12
単位	万円	人	万円	万円

出典：Doi and Kurita（2021）

ここで，本稿で所得格差の度合いを示す平均対数偏差（MLD）は，

$$MLD_t = \frac{1}{N}\sum_{i=1}^{N}\omega_i \ln\left(\frac{\mu_t}{y_{i,t}}\right)$$

と定義される。ここで，$y_{i,t}$ は t 期における世帯 i の等価世帯可処分所得，ω_i は世帯 i の比推定時のウエイト，μ_t は t 期における等価世帯可処分所得の平均，N は比推定後の世帯数である。

表 1 に示された JHPS/KHPS2013 の比推定後のデータにおける等価世帯可処分所得の平均対数偏差は，0.191357 と推計された。

ちなみに，表 1 に示された JHPS/KHPS2013 の比推定後のデータにおける等価世帯可処分所得のジニ係数は，Doi and Kurita (2021)によると 0.3245 であった[(7)]。このジニ係数は，2014 年の厚生労働省「所得再分配調査」における等価可処分所得のジニ係数 0.3159 より若干高い。この差異は，土居(2010)でも説明されているように，JHPS/KHPS の調査対象世帯は，所得再分配調査や国民生活基礎調査よりも相対的に所得の高い層が対象となっており，全国消費実態調査の所得分布に近いとされている。

次に，表 2 は，2012 年所得に適用された所得税制の下での各世帯における税負担，社会保険料負担を推計したものである。表 2 に示された租税・社会保険料負担を基に，表 1 に示された可処分所得が計算されている。

(7)　ただし，Doi and Kurita (2021)では，等価世帯可処分所得が負の世帯も標本に含んでいるが，本稿では等価世帯可処分所得が負だと平均対数偏差が推計できないため，等価世帯可処分所得が負の世帯は標本から外している。

表 2　等価世帯可処分所得階級別世帯所得税・住民税額，
世帯社会保険料の階級平均（JHPS/KHPS2013：比推定後）

単位：万円

十分位	世帯所得税・住民税額			世帯社会保険料			
		所得税	住民税		医療介護	年金	雇用
I	1.89	0.86	1.03	13.87	10.94	2.81	0.12
II	5.05	1.54	3.51	27.02	19.37	7.32	0.33
III	10.12	3.28	6.84	38.91	26.09	12.18	0.63
IV	15.69	4.78	10.91	48.77	30.13	17.70	0.95
V	22.09	7.33	14.76	55.58	31.33	22.97	1.28
VI	31.12	10.72	20.40	66.16	34.82	29.70	1.64
VII	43.13	16.19	26.94	76.24	40.38	33.91	1.96
VIII	59.48	24.76	34.71	90.11	44.46	43.02	2.63
IX	89.24	40.86	48.39	108.07	54.54	50.49	3.03
X	274.27	170.95	103.32	130.69	70.57	56.27	3.86

出典： Doi and Kurita（2021）

以下では，この表 2 に表された各世帯の税負担，社会保険料負担が，分析対象とする所得税改革によってどのように変化し，平均対数偏差がどう変動するかを考察する。

4.2　所得税制改正後の平均対数偏差

JHPS/KHPS2013 の標本を用いて，2013 年以降に実施された所得税改革を行うと各世帯の税負担や社会保険料負担がどう変化し，その結果として世帯可処分所得がどう変化するかについて，マイクロシミュレーションを行った。ここでのマイクロシミュレーションは，世帯構成や課税前収入が変わらないと仮定した上で，所得税制のみが変更された場合に，税負担や社会保険料負担がどう変化するかをみたものである。前年の所得に課税される個人住民税については，実際には翌年に納税しているが当年に納税されたものとして税負担額，そして可処分所得を推計している。

制度が改革されるのは所得税・住民税の制度のみで，社会保障制度は変更しないと仮定している。しかし，それと連動して社会保障制度において用いられる所得金額が変更になることから，社会保険料負担が変わりうる。本稿の分析では，所得税制の変更と連動して変化する社会保険料負担までは分析対象としている。

2013 年の所得税改革（2013 年税制改正）が実施されたものとしてマイクロシミュレーションを試みた結果，等価世帯可処分所得で測った平均対数偏差は，0.190708 であった（表 3 参照）。

以下同様に，2014 年以降の所得税改革が実施されたものとしてマイクロシミュレーションを試みた結果，等価世帯可処分所得で測った平均対数偏差は，表 3 のように推計された。本稿での 2020 年税制改正は，土居(2019)で指摘されたように，2020 年税制改正で見直される控除と連動して，社会

表 3　各税制改正後の等価世帯可処分所得に基づく平均対数偏差とジニ係数

	平均対数偏差	（参考）ジニ係数
JHPS/KHPS 2013	0.191357	0.3245120
税制改正		
2013年	0.190708	0.3239393
2014年	0.190554	0.3237927
2015年	0.190172	0.3235188
2016年	0.190082	0.3234281
2017年	0.189973	0.3233143
2018年	0.189706	0.3230030
（社会保障制度調整後）2020年	0.188778	0.3223393

注：ジニ係数はDoi and Kurita（2021）による。

保険料を計算する際に用いられる「所得」が変動しないように，社会保障制度で調整する措置を実施することとして推計している[(8)]。

表 3 をみると，平均対数偏差は，所得税制改正が行われるにつれて低下しており，等価世帯可処分所得でみた所得格差が是正されていることがわかる。また，その中でも平均対数偏差が最も大きく低下したのは，2020 年税制改正時であった。次いで 2013 年税制改正時，2015 年税制改正時，そして 2014 年税制改正時の順となっている。

このことから，給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替，基礎控除の逓減・消失化，給与所得控除の上限引下げ，公的年金等控除の適正化を盛り込んだ 2020 年税制改正（社会保障制度の調整後）が，最も所得再分配効果が大きいといえる。次いで，給与所得控除に上限が新設された 2013 年税制改正の所得再分配効果が大きかった。これらは，譲渡所得課税の軽減税率を廃止して税率を 10%から 20%に引き上げた 2014 年税制改正，所得税の最高税率を引き上げた 2015 年税制改正の所得再分配効果よりも大きかった。

参考までに，2010 年代に企画された所得税改革の所得再分配効果をジニ係数で測った Doi and Kurita（2021）の結果も，ほぼ同様であった（表 3 参照）。

4.3　世代ごとの等価世帯可処分所得

次に，これらが各世代でどのようになっているかを分析する。既に 4.2 節で，税制改正実施後の

(8)　ここでいう社会保障制度の調整とは，土居(2019)に示されているように，国民健康保険と後期高齢者医療の保険料軽減措置の判定に用いられる所得，国民健康保険等の保険料算定に用いられる旧ただし書き所得，児童手当の所得制限の判定に用いられる所得，国民年金保険料の免除の判定に用いられる所得，介護保険第 1 号被保険者の保険料の所得段階区分の閾値を，それぞれ 10 万円引き上げるというものである。

表 4　世帯主年齢階級別世帯数，平均世帯人員，等価世帯可処分所得の階級平均
（JHPS/KHPS2013：比推定後）

		平均	等価世帯可処分所得の平均							
	世帯数	世帯人員	税制改正前	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2020年
全体	52,512,577	2.46	336.04	335.49	335.38	335.24	335.19	335.12	335.11	335.12
～34歳	8,857,852	1.85	320.34	320.01	319.94	319.94	319.93	319.92	319.99	320.09
35～44歳	8,411,634	3.04	328.18	327.75	327.74	327.74	327.69	327.60	327.61	327.68
45～54歳	8,681,560	2.95	372.57	371.94	371.91	371.91	371.78	371.61	371.43	371.43
55～64歳	10,014,204	2.68	402.51	401.52	401.31	400.67	400.58	400.46	400.48	400.27
65～74歳	9,607,923	2.13	296.12	295.69	295.61	295.54	295.52	295.50	295.51	295.52
75歳～	6,939,404	2.10	279.24	278.85	278.57	278.55	278.54	278.53	278.59	278.74

各世帯の等価世帯可処分所得を推計している。これを，世帯主年齢階級別にグループ化する。本稿では，34 歳以下，35～44 歳，45～54 歳，55～64 歳，65～74 歳，75 歳以上に分けることとした。

表 4 には，世帯主年齢階級ごとの（比推定後の）世帯数，平均世帯人員，等価世帯可処分所得を示している。等価世帯可処分所得の階級平均は，一連の税制改正前と，各年の税制改正後のものを表している。これによると，等価世帯可処分所得の階級平均が最も高いのは，世帯主年齢が 55～64 歳の世代である。その年齢層より若くなるにつれて，等価世帯可処分所得の階級平均は低くなり，年齢が上がるにつれて階級平均は低くなる。

等価世帯可処分所得の階級平均は，税制改正が行われるにつれて，どの年齢階級も減少しており，一連の所得税制改革は平均的には増税となっていることがわかる。税制改正前と 2020 年税制改正後を比べた等価世帯可処分所得の階級平均の減少率は，世帯主年齢が 55～64 歳の世代が 0.55％と最も高く，より大きく減少している。次いで，45～54 歳が 0.31％，65～74 歳が 0.20％の順となっている。

4.4　世代ごとの平均対数偏差

表 4 で示した等価世帯可処分所得で測った世代ごとの平均対数偏差は，どのようになっているか。表 5 には，等価世帯可処分所得で測った平均対数偏差を世帯主年齢階級ごとに表している。

これによると，平均対数偏差が最も高いのは，世帯主年齢が 55～64 歳の世代である。次いで，75 歳以上，65～74 歳，35～44 歳の世代の順に高くなっている。このような順で，世代内の所得格差が大きいといえる。

そこで，本稿の分析の目的である所得税制改革が世代間格差に与えた影響の分析に移ろう。小塩 (2010) によると，平均対数偏差の変化を次のように要因分解することができる。

$$\Delta MLD_t \equiv MLD_t - MLD_{t-1}$$

表 5　世帯主年齢階級別平均対数偏差（等価世帯可処分所得ベース）

	税制改正前	税制改正						
		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2020年
全体	0.191357	0.190708	0.190554	0.190172	0.190082	0.189973	0.189706	0.188778
～34歳	0.102471	0.102363	0.102320	0.102320	0.102308	0.102289	0.102299	0.101605
35～44歳	0.163233	0.162890	0.162885	0.162885	0.162803	0.162672	0.162424	0.161437
45～54歳	0.148997	0.148576	0.148561	0.148561	0.148397	0.148220	0.147701	0.146914
55～64歳	0.257099	0.255814	0.255594	0.254115	0.253992	0.253845	0.253450	0.252154
65～74歳	0.181702	0.181010	0.180943	0.180737	0.180680	0.180632	0.180354	0.179825
75歳～	0.249985	0.249331	0.248586	0.248514	0.248502	0.248482	0.248453	0.247368

$$
\begin{aligned}
&= \sum_k \bar{v}_{k,t} \Delta MLD_{k,t} \\
&\quad + \sum_k \overline{MLD_{k,t}}\, \Delta v_{k,t} + \sum_k \left(\bar{\lambda}_{k,t} - \overline{\ln \lambda_{k,t}} \right) \Delta v_{k,t} \\
&\quad + \sum_k \left(\bar{\theta}_{k,t} - \bar{v}_{k,t} \right) \Delta \ln \mu_{k,t}
\end{aligned}
$$

である。ここで，$MLD_{k,t}$ は t 期における世代 k の平均対数偏差，$v_{k,t}$ は t 期における世代 k の世帯数の構成比，$\mu_{k,t}$ は t 期における世代 k の等価世帯可処分所得の階級平均，$\lambda_{k,t}$ は t 期における世代 k の等価世帯可処分所得の階級平均の全世代平均に対する比率，$\theta_{k,t} = v_{k,t}\lambda_{k,t}$，変数についているバーは t–1 期と t 期の値の平均値を表す。Δ は，t–1 期と t 期の値の差分である。

ただ，本稿でのマイクロシミュレーション分析では，世帯数の構成比は税制改革前から変わらないと仮定している。したがって，$v_{k,t} = v_k$ となる。これを踏まえると，

$$
\begin{aligned}
\Delta MLD_t &= \sum_k v_k \Delta MLD_{k,t} + \sum_k \left(v_k \bar{\lambda}_{k,t} - v_k \right) \Delta \ln \mu_{k,t} \\
&= \sum_k v_k \Delta MLD_{k,t} + \sum_k v_k \left(\bar{\lambda}_{k,t} - 1 \right) \Delta \ln \mu_{k,t}
\end{aligned}
$$

と表される。この式が意味するところは，右辺第 1 項は世代内の所得格差の変化による寄与度，右辺第 2 項は世代間の所得格差の変化による寄与度と解釈することができる。

したがって，所得税制改革が世代間格差に与える影響は，この式の右辺第 2 項の値がどれほど大きいかをみることで考察することができる。

そこで，表 5 に表された平均対数偏差の変化を，前述のように要因分解をした。その結果は，表 6 の通りである。これらの変化は，課税前収入や世帯構成などを不変として税制改正のみが行われて生じた変化である点に留意されたい。表 6 にある平均対数偏差の変化分は，世代内所得格差の変化分と世代間所得格差の変化分に分解できる。さらに，世代内所得格差の変化分は，世帯主年齢階級別の要因に分解することができる。これらの値が負であれば，所得格差を縮小させる効果があっ

表 6　各税制改正後の平均対数偏差の変化

	税制改正前	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2020年	税制改革前→2020年
平均対数偏差	0.191357137	0.190708301	0.190554125	0.190172169	0.190082238	0.189973494	0.189705521	0.18877772	
平均対数偏差の変化分		−0.00064884	−0.00015418	−0.00038196	−0.00008993	−0.00010874	−0.00026797	−0.00092780	−0.00257942
世代内所得格差の変化分		−0.00060084	−0.00016314	−0.00032939	−0.00007774	−0.00009285	−0.00025404	−0.00089246	−0.00241046
うち　～34歳		−0.00001824	−0.00000725	0	−0.00000205	−0.00000331	0.00000172	−0.00011706	−0.00014620
35～44歳		−0.00005496	−0.00000085	0	−0.00001312	−0.00002095	−0.00003970	−0.00015812	−0.00028771
45～54歳		−0.00006945	−0.00000260	0	−0.00002706	−0.00002923	−0.00008591	−0.00012999	−0.00034424
55～64歳		−0.00024504	−0.00004180	−0.00028206	−0.00002350	−0.00002804	−0.00007533	−0.00024722	−0.00094299
65～74歳		−0.00012672	−0.00001219	−0.00003768	−0.00001042	−0.00000873	−0.00005093	−0.00009677	−0.00034344
75歳～		−0.00008643	−0.00009844	−0.00000964	−0.00000158	−0.00000260	−0.00000389	−0.00014330	−0.00034588
世代間所得格差の変化分		−0.00004800	0.00000897	−0.00005257	−0.00001219	−0.00001589	−0.00001394	−0.00003534	−0.00016896

たといえる。

表 6 によると，世代間所得格差の変化分は，2014 年税制改正以外は負の値を示している。つまり，譲渡所得課税の税率引上げ（10%から 20%）が実施された 2014 年税制改正では，世代間所得格差をわずかに拡大させる効果があったことが示された。他方，最高税率の引上げ（40%から 45%）が実施された 2015 年税制改正では，一連の税制改正の中で世代間所得格差を最も縮小させたことが示された。

ただし，いずれの所得税制改正でも，世代内所得格差の縮小幅の方が大きく，世代間所得格差の縮小幅は小さかった。このことから，一連の所得税改革では，世代間所得格差はあまり是正されなかったと結論づけられる。

5　まとめ

本稿では，2010 年代に企画された日本の所得税改革による所得再分配効果について，世代別に効果を分解してマイクロシミュレーション分析を用いて考察した。本稿が分析対象とした一連の所得税改革では，世代間所得格差はあまり是正されなかったことが明らかになった。

分析対象とした所得税改革の中では，譲渡所得課税の所得税率が 10%から 20%に引き上げられた 2014 年税制改正で，世代間所得格差をわずかに拡大させる効果があった。他方，所得税の最高税率が 40%から 45%へ引き上げられた 2015 年税制改正では，一連の税制改正の中で世代間所得格差を最も縮小させた。ただ，それでも格差是正の効果は大きいとはいえない。

一連の所得税改革において，世代間所得格差是正の効果があまり大きくなかった一因として，公的年金等控除の縮小にはほとんど手が付けられなかったことがあると考えられる。公的年金等控除の縮小は，高齢者のみが増税となる方策である。それでいて，2010 年代の一連の所得税改革では，

給与所得控除が大きく縮小された。2020 年税制改正では，確かに公的年金等控除の縮小が行われたが，基礎控除と合わせて控除が縮小される所得層は，年金収入だけで約 1,000 万円以上の所得層である。しかし，それに該当する世帯はかなり少ない。

ほぼ連年実施された所得税改革ではあるが，所得控除を税額控除に変える改革は行われなかった。本稿で示されたように，所得格差是正効果はあまり大きくないことは，そうした税制改正であったことに起因していると考えられる。それは，田近・八塩（2006a）や高山・白石・川島（2009）や土居（2016）などで示唆されていることでもある。

日本の所得税制において，所得再分配効果をさらに強化するには，多用されている所得控除を税額控除に変えることが必要である。所得税制で税額控除に変換する改革は，日本では依然着手されていない。こうした所得税改革は今後の課題として残されている。

参 考 文 献

小塩隆士（2010）『再分配の厚生分析――公平と効率を問う』日本評論社。[Oshio, Takashi, *Welfare Analysis of Redistribution*, Nippon Hyoronsha, 2010. (in Japanese)]

金田陸幸（2012）「所得課税における控除の再分配効果――マイクロシミュレーションによる分析」『関西学院経済学研究』43 号，29–50 頁。[Kaneda, Takayuki, “An analysis of redistribution effect of deduction in income taxation,” *Kwansei Gakuin Economic Review*, No. 43, pp. 29–50, 2012. (in Japanese)]

金田陸幸（2013）「所得課税における税率効果と控除効果」『関西学院経済学研究』44 号，39–59 頁。[Kaneda, Takayuki, “The effect of tax rate and deduction in income taxation,” *Kwansei Gakuin Economic Review*, No. 44, pp. 39–59, 2013. (in Japanese)]

川出真清（2016）「経済格差と税・社会保障負担に関するマイクロ・シミュレーション」『フィナンシャル・レビュー』第 127 号，31–48 頁。[Kawade, Masumi, “Public burden and economic inequality: Micro-simulation analysis,” *Financial Review*, No. 127, pp. 31–48, 2016. (in Japanese)]

北村行伸・宮崎毅（2013）『税制改革のミクロ実証分析――家計経済から見た所得税・消費税』岩波書店。[Kitamura, Yukinobu and Takeshi Miyazaki, *A Micro-Data Empirical Study on Tax System Reforms*, Iwanami Shoten, 2013. (in Japanese)]

財務省（2019）「所得税の課税ベース及び諸控除のイメージ」https://www.mof.go.jp/tax_information/images/image15.pdf（2020 年 12 月 9 日閲覧）[Ministry of Finance, “Shotokuzei no Kazei Base oyobi Sho Kojo no Image,” 2019 (in Japanese)]

高山憲之・白石浩介・川島秀樹（2009）「日本版 EITC の暫定試算」，一橋大学世代間問題研究プロジェクト『ディスカッション・ペーパー』，No.422. [Takayama, Noriyuki, Kosuke Shiraishi and Hideki Kawashima, “EITC in Japan: A preliminary approach,” *Center for Intergenerational Studies Discussion Paper Series* No. 422, Hitotsubashi University, 2009. (in Japanese)]

田近栄治・八塩裕之（2006a）「税制を通じた所得再分配――所得控除にかわる税額控除の活用」，小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編『日本の所得分配――格差拡大と政策の役割』東京大学出版会，pp.85–110。[Tajika, Eiji and Yashio, Hiroyuki, “Zeisei wo tsujita Shotoku Saibunpai: Shotoku Kojo ni kawaru Zeigaku Kojo no Katsuyou,” Oshio, Takashi, Tajika, Eiji and Fukawa, Tetsuo eds., *Nihon no Shotoku Bunpai: Kakusa Kakudai to Seisaku no Yakuwari*, University of Tokyo Press, pp. 85–110, 2006a (in Japanese)]

田近栄治・八塩裕之（2006b）「日本の所得税・住民税負担の実態とその改革について」，貝塚啓明・財務省

財務総合政策研究所編『経済格差の研究――日本の分配構造を読み解く』中央経済社，175–202 頁。[Tajika, Eiji and Yashio, Hiroyuki, “Nihon no Shotokuzei Juminzei Futan no Jittai to sono Kaikaku ni tsuite,” Kaiduka, Keimei and Zaimusho Zaimu Sogo Seisaku Kenkyujo eds., *Keizai Kakusa no Kenkyu: Nihon no Bunpai Kozo wo Yomitoku*, Chuo Keizaisha, pp. 175–202, 2006b (in Japanese)]

土居丈朗（2010）「子ども手当導入に伴う家計への影響分析――JHPS を用いたマイクロ・シミュレーション」『経済研究』第 61 巻第 2 号，137–153 頁。[Doi, Takero, “A micro-simulation of effects on households of introducing child-care benefits: Using data of Japanese Household Panel Survey (JHPS),” *Economic Review*, Vol. 61, No. 2, pp. 137–153, 2010. (in Japanese)]

土居丈朗・朴寶美（2011）「所得税制改革が家計に与える影響――平成 23 年度税制改正大綱に関するマイクロ・シミュレーション」『教育・健康と貧困のダイナミズム――所得格差に与える税社会保障制度の効果』，135–166 頁。[Doi, Takero and Park, Bomi, “Shotokuzeisei Kaikaku ga Kakei ni Ataeru Eikyo: Heisei 23 Nendo Zeisei Kaisei Taiko ni kansuru Micro Simulation,” *Kyoiku, Kenko to Hinkon no Dynamism: Shotoku Kakusa ni Ataeru Zei Shakai Hosho Seido no Koka*, pp. 135–166, 2011 (in Japanese)]

土居丈朗（2016）「所得税の税額控除新設試案に関するマイクロ・シミュレーション――所得控除から税額控除へ」『三田学会雑誌』第 109 巻第 1 号，61–86 頁。[Doi, Takero, “Microsimulation of personal income tax reform from tax deductions to tax credit,” *Mita Journal of Economics,* Vol. 109, No. 1, pp. 61–86, 2016. (in Japanese)]

土居丈朗（2017）「わが国の所得税の控除が所得格差是正に与える影響――配偶者控除見直しに関するマイクロ・シミュレーション分析」『経済研究』第 68 巻第 2 号，150–168 頁。[Doi, Takero, “Effects of deductions of personal income tax on income inequality in Japan: A microsimulation of reform of spousal tax deductions and tax credit,” *Economic Review*, Vol. 68, No. 2, pp. 150–168, 2017. (in Japanese)]

土居丈朗（2019）『「所得税改革のマイクロシミュレーション分析」プロジェクト 2018 年度報告書』，東京財団政策研究所。[Doi, Takero, *Project Report of ‘A Microsimulation Analysis of Personal Income Tax Reforms’ in 2018*, Tokyo Foundation for Policy Research, 2019. (in Japanese)]

吉田有里（2012）「所得分配論議の再検討――世代別考察の必要性」『甲南女子大学研究紀要 人間科学編』第 48 号，69–78 頁。[Yoshida, Yuri, “A review of income distribution in Japan by considering age cohort,” *Konan Women’s University Researches of Human Sciences Volume*, No. 48, pp. 69–78, 2012. (in Japanese)]

Doi, Takero and Hiroaki Kurita, 2021, “Income redistribution effects of sequential personal income tax reforms: A microsimulation analysis in Japan,” *Tokyo Foundation for Policy Research Working Paper*, forthcoming.

要旨: 本稿では，2010 年代に行われた日本の所得税改革の所得再分配効果について，世代別に効果を分解してマイクロシミュレーション分析を用いて考察した。分析対象とした所得税改革では，世代間所得格差はあまり是正されなかったことが明らかになった。その一因として，公的年金等控除の縮小にはほとんど手が付けられなかったことがあると考えられる。個別の改革においては，所得税の最高税率が 40%から 45%へ引き上げられた 2015 年税制改正では，一連の税制改正の中で世代間所得格差を最も縮小させた。

キーワード: 所得税制，所得控除，マイクロシミュレーション，世代間格差，税制改革